

## 告 示

### 埼玉県告示第七百四十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇二〇―一―二号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目九百一番、九百二番

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九・〇四八七五立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇七二七一九三九立方メートル毎秒